

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年10月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ： 1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	定期検査で停止中の原子炉建屋3階の床に水が溢れていることを確認した。溢れていた水の量は約1.6リットル、放射エネルギーは約5.1×10の5乗ベクレルであった。今後、原因について調査	A	10月19日公表済 (PDF 213kB)

その他： 23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋換気空調系冷却装置用冷水配管の保温材に一部破損（3箇所）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	主発電機密封油処理装置用真空ポンプ（A）の軸受油補給器にレベルの低下が認められたため、当該補給器の油シール部を点検・修理	D	
3	1号機	主発電機密封油処理装置用真空ポンプの排気管フィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
4	2号機	海水系用硫酸第一鉄注入装置制御盤の凍結防止用電気ヒーターに絶縁不良が認められたため、当該ヒーターの回路を点検・修理	D	
5	3号機	炉心性能計算機の磁気テープ読取り装置に動作不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
6	3号機	タービン建屋換気空調系冷却装置の送風機（B）駆動用電動機の点検において、軸受ケースに摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
7	3号機	タービン建屋換気空調系冷却装置の送風機（A）駆動用電動機の点検において、保護カバーに腐食が認められたため、当該カバーを交換	D	
8	3号機	第2中央操作室用空調機（1台）が、自動停止したため、当該空調機を点検・修理	D	
9	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）用補助海水ポンプ（A、B）の出口逆止弁（2台）及び出口弁（2台）の点検において、ジョイントボルトに腐食が認められたため、当該ボルト・ナットを全数交換	D	
10	4号機	循環水ポンプ駆動用電動機及び補助海水ポンプ駆動用電動機の油冷却器用冷却水供給元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	4号機	復水貯蔵タンク脇配管トレンチ用マンホール内の梯子用手すり格納部に変形が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	5号機	原子炉建屋での仮設ケーブル撤去作業において、ケーブル貫通口より電線管を引降ろした際に、屈曲していた管の先端部が協力企業作業員の口元に当たり、右上前歯を負傷したことから、業務車にて病院へ向かい、診察及び治療の結果、「前歯1番外傷性歯牙破折」（全治約3週間）と診断されたため、対応検討	B	
13	5号機	原子炉格納容器地階の原子炉圧力容器ベント配管用流入ファンネル及びファンネルベント配管用フィルタの大気開放部より水のリーク（約1リットル、汚染無し）が認められたため、対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）用補機冷却海水系への淡水注入元弁の点検において、駆動部の弁棒シール部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）用補機冷却海水系への希釈水供給配管のフランジ部より水のリーク（5秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）用補機冷却海水系冷却器の海水戻り配管のベント弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）用補機冷却海水系配管の海水入口圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・調整	D	
18	5号機	非常用ガス処理系機能検査終了後の系統・機器の安全処置復旧作業において、復旧すべきケーブルの端子を予備端子に戻したまま、模擬信号ケーブルを取外したところ、原子炉建屋の換気空調系が自動停止し、非常用ガス処理系が自動起動したため、対応検討	C	
19	5号機	補助海水系ポンプ（B）の出口ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
20	6号機	高圧復水ポンプ（C）の主油ポンプと高圧復水ポンプ軸受カバーの間にある軸貫通部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（50-19）のアクュームレータ窒素ガス充填弁付け根部より微小のリーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
22	集中環境施設	取水設備スクリーン洗浄装置（A）用洗浄水入口配管にピンホールが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
23	集中環境施設	焼却炉建屋排気ダクト用放射線モニタ装置のサンプリングポンプ（A）に性能低下が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで